

1. 件 名：東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所第7号機の使用済燃料プール冷却浄化系弁点検について

2. 日 時：令和元年12月20日 15:54～16:15

3. 場 所：原子力規制庁3階 室内会議卓

4. 出席者

原子力規制庁 緊急事案対策室
唐箕防災専門官、宮地防災専門官
東京電力ホールディングス株式会社
原子力運営管理部 課長 他1名

5. 要 旨

東京電力ホールディングス株式会社から、題記弁点検の条件として、予め使用済燃料プールの水位を低下させておく必要があるが、同プールの水位を低下させると、原子炉施設保安規定第55条で定める運転上の制限として要求されている同プールの水位を満足できなくなる。このため、同保安規定第74条で定めている（予防保全を目的とした保全作業を実施する場合）を適用し、計画的に実施する作業についての概要説明があった。

原子力規制庁より、原子力災害対策指針に定める警戒事態（使用済燃料貯蔵槽の水位低下）となった際の連絡は何をもって判断するかを明確にしておくよう伝えた。

東京電力ホールディングス株式会社から、同指針で求める警戒事態の判断は柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画に明記されており、当該事象については、原子炉施設保安規定第55条記載の注水手段が確保されないことで判断する。具体的には、復水補給水系及び純水補給水系の両方が停止し、起動不能となったことをもって判断するとの回答があった。

6. その他

配布資料：

資料1 原子炉施設保安規定第74条第1項の適用について（東京電力ホールディングス株式会社）

資料2 参考資料（東京電力ホールディングス株式会社）